

# 北京大野木FM・天津大野木マイツニューズレター

2012年12月号

2012年12月27日 担当:安達友信

## 天津市における移転価格同期資料審査強化について

2012年11月に、天津市国家税務総局より天津市内の各区の税務局に対して「同期資料審査強化に関する通知」が交付されており、当該通知を受け天津経済技術開発区等の一部の地区では、税務当局より所轄地の企業に対して同期資料の提出や説明資料の提出を求めてきています。今後順次他地域の企業に対しても税務局より同様に同期資料の提出や説明文書の提出要求がなされる可能性があります。

当該通知は、天津市における同期資料の備え付け状況等を審査し、同期資料の税務管理を強化し租税回避行為を効率的に防止することを目的としており、移転価格にリスクのある会社にとっては対応に十分留意する必要があります。

### 1. 同期資料審査対象

通知文書では、2009年度から2011年度の期間で以下の条件に該当する企業を審査対象とするとしています。

- (1) 年度関連企業間取引が2億元（販売・購入取引）或いは4000万元（販売・購入取引外の取引）を超える取引（事前確認済み取引及び当年度内に実施した費用分担契約の金額を除く）を行っている企業
  - (2) 2008年度以後移転価格調査により調整が行われ税務局の管理期間にある企業
  - (3) 単一生産（来料加工或いは進料加工）で、限られた機能及びリスクしか有しない企業で、赤字企業。
  - (4) 当年度に費用分担契約を締結した企業
  - (5) 借入債務と資本の比率が一定率を超えている企業で当該支払利息を課税所得計算上損金処理している企業
- 上記のうち（3）の単一生産会社で機能リスクが限定的な赤字企業を重点的に審査するとしています。

### 2. 天津市経済技術開発区内における要求事項

天津市経済技術開発区では、天津市国家税務総局からの通知を受け、12月13日に所轄地の企業に対して以下の通知を発しています。

- (1) 2009年から2011年までの間に上記1.（1）から（5）の条件に該当する企業は同期資料を2013年1月31日までに提出すること。
- (2) 2009年から2011年までの間に赤字年度があり単一機能企業でない企業は、同期資料又は損失発生の原因説明書を2013年1月31日までに提出すること。

なお、（1）の企業は、現行の法令制度上同期資料を備え付けておくことが義務付けられていることから、同日までに資料提出がなされない場合には、関係資料の提出義務違反としての罰金が課され、課税当局に推計課税による権限を与えることとなります。

### 3. まとめ

天津市国家税務総局の通知により、いち早く天津経済技術開発区の税務当局が動いておりますが、他地域の税務当局も同様の要求をしているケースが見られ、順次他の地域に拡大されることが予想されます。

天津市国家税務総局が各区の税務局に充てた通知には、対象年度における赤字企業リストも含まれておりますので、対象年度に赤字の年度がある企業は注意が必要です。

特に、対象年度で赤字であった企業で委託加工企業は単一生産機能しか有しない企業と判断された場合、同期資料の備え付け義務が課されていることから、期限までに同期資料を提出できない場合には、税務当局による推計課税を受ける可能性が高まり、課税更正を受けた場合の追徴税額に対する延滞利息は人民元貸付基準利率に5%を加算した利率で課されることになり、多大な税負担が生じる恐れがあります。

このため、対象年度で赤字であった企業は、機能リスクが限定的でないことと赤字の原因をについて合理的に説明した書類を早急に準備しておく必要があります。

(以上)